

## 船舶事故調査報告書

平成30年1月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年9月11日 12時20分ごろ
発生場所	明石海峡東口付近 平磯灯標から真方位156° 3.7海里付近 (概位 北緯34° 33.9′ 東経135° 05.7′)
事故の概要	プレジャーボートシーレイ310は、航行中、また、プレジャーボート <sup>おおしま</sup> 大島丸は、漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年9月20日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート シーレイ310、5トン未満 250-24609兵庫、個人所有 B プレジャーボート 大島丸、5トン未満 271-17994兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	A なし B 軽傷 1人（同乗者）
損傷	A 船首部防舷材の脱落等 B 右舷船首部外板に擦過傷等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、明石大橋付近の釣り場に向けて航行中、船長Aが釣り具の整理を行っていたところ、B船と衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、知人2人を乗せ、漂流して釣りを行っていたところ、A船と衝突した。
分析	A船は、船長Aが、釣り具を整理していて前方の見張りを適切に行っていなかったことから、前路で漂流中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、船長Bが、釣りをしていて周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、A船が航行中、B船が漂流中、船長A及び船長Bが共に見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

	<p>られる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・航行中は、他のことに没頭することなく、常時適切な見張りを行うこと。</li><li>・漂泊中は、定期的に周囲を確認し、他船との衝突のおそれがある場合には、適切な時機に衝突を避ける措置を採ること。</li></ul>
--	--